

# 同窓会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は宇都宮市立古里中学校同窓会と称し、事務局を母校内（宇都宮市中岡本町3130番地）に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦向上と、母校の発展をはかることをもって目的とする。

## 第2章 会員

第3条 本会は母校卒業生をもって組織する。

第4条 本会会員は入会に際し入会金3,000円（終身会費）を納入するものとする。

## 第3章 事業

第5条 本会は第2条の目的を達成するために、次のことを行う。

- 1 会報の発行
- 2 母校教育施設および教育活動などへの援助
- 3 その他目的達成に必要な事業

## 第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
書 記	2名
会 計	2名
会計監査	2名
理 事	各年度1名

また、上記の会長、副会長、書記、会計を本部役員と称する。

ただし、書記・会計2名のうち、各1名は、古里中学校職員をもってあてる。

第7条 会長・副会長・会計監査は理事会の推薦により委嘱する。

書記・会計は会長が委嘱する。理事は各年度から選出されたものを会長が委嘱する。

また、会長が適当と認めた会員を理事会の承認を得て理事に委嘱することができる。

第8条 役員任期は2か年とし、再任を妨げない。

第9条 役員任期は次のとおりとする。

会 長	本会を代表し、会務を総理する。
副 会 長	会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
書 記	庶務にあたる。
会 計	会計事務を処理する。
会計監査	会計を監査する。
理 事	本会事業の企画運営にあたる。

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の推薦により委嘱する。

顧問は理事会に出席し意見を述べるすることができる。

## 第5章 会 議

第11条 本会の会議は、理事会および本部役員会とする。理事会は1年に1回、同窓会入会式当日に開催するものとし、本部役員会は必要のあるたびに会長の招集によって開く。理事会は、理事・会計監査・本部役員の参加をもって開催する。

理事会の開催通知は、古里中学校HPにて周知し、参加の可否は各個人が事務局へ連絡をする。

## 第6章 会 計

第12条 本会の会計年度は3月1日から翌年2月末日までとする。

第13条 会計報告は理事会で行い、承認後に古里中学校HPにて公開する。

第14条 本会の経費は入会金・寄付金をもってこれにあてる。

## 第7章 支 部

第15条 会員の居住する土地において支部を置くことができる。支部は本部と連絡を密にし、本会の発展に寄与する。

### 付 則

- 1 この会則は理事会の総意によって変更することができる。
- 2 平成13年1月21日 会則の一部改訂
- 3 令和2年3月24日 会則の改訂
- 4 改訂された同窓会会則は、古里中学校HPにて公開する。